

お知らせ

- ・ 共通利用番号制の廃止について
- ・ 平成15年度の利用申請受付について
- ・ 法人化への移行に伴う利用負担金の徴収について
- ・ 平成16年度の利用申請受付について

・ 共通利用番号制の廃止について

共通利用番号制は、一箇所のセンターに利用申請書を提出すれば、コマンド申請によって他のセンターも同じ利用者番号で利用できる方式として、センター間の利用基盤を提供してきました。しかし今年度で18年目のシステムということもあり、最近では、各センターのサービス形態の変化に十分対応できないところがありました。また第二センターの利用者数も、当初に比べ大幅に減少しています。

このような状況から、今年度限りで共通利用番号制を廃止させていただくことになりました。具体的には、これまで第二センターとして利用していたセンターは、来年度分から全て所属センター扱いになるということです。これに伴い、他センターへの新規申請や継続方法が以下のように変更されますのでご注意ください。

今後、新規に他センターを利用しようとする方は、直接利用するセンターに申請してください。

現在、第二センターとして他センターをご利用の方は、継続の手続きは、利用するセンターの指示に従って行ってください。

(継続の案内が利用のセンターから送付されます)

申請に関しては、下記の各センター及び研究所のホームページをご覧ください。

(以上「速報」 21-15.12.24発行)

・ 法人化への移行に伴う利用負担金の徴収について

平成16年度からの国立大学法人化に伴い、平成16年1～3月分の大型計算機利用負担金の徴収については、今年度に限り以下のとおりとしますのでご了承願います。

経費区分等		平成15年度	従 前
名古屋大学内の 利用者	校 費	平成16年2月末日まで課金し、以後3月末日までの利用については課金しない(平成15年度内に移算)	1～3月分を翌年度に移算
	産学連携等研究費	同上	1～3月分を当該年度内に移算
	委任経理金	同上(移し換え)	1～3月分を翌年度に移し変え
	科学研究費補助金	同上(センター長指定口座へ振込)	2月25日で締め切り、当該年度にセンター長指定口座へ振込
名古屋大学外の 利用者	校 費	同上(平成15年度内に移算)	1～3月分を翌年度に移算
	産学連携等研究費 科学技術振興調整費 委任経理金	同上(平成15年度内に納入告知書により請求・納付)	1～3月分を当該年度内に納入告知書により請求・納入
	科学研究費補助金	同上(センター長指定口座へ振込)	2月25日で締め切り、当該年度にセンター長指定口座へ振込
	公・私立学校経費等	同上(センター長指定口座へ振込)	前月分を翌月請求し、センター長指定口座へ振込

上記に関する問い合わせ先
 名古屋大学情報連携基盤センター会計掛
 TEL 052-789-4356

・平成15年度(今年度)の計算機利用申請と利用期限について

来年度からの国立大学の法人化を控え、今年度に限り計算機利用申請及び利用期限について、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

1) 利用申請の期限：平成16年2月27日(金)

今年度内に計算機利用を予定されている方は早めに手続きをしてください。

今年度名古屋大学を第二センターとして利用される方も、期限までにセンターに届くように所属センターへ手続きしてください。

2) 利用負担金の最終課金時期：平成16年2月29日(日) 締め

今年度の基本負担金、従量制に係わる負担金は、2月末日終了分までの徴収とし、3月に実行された分については、無料とします。

ファイル料金についても、同様です。

3) 利用期限：本年度の最終運用日(平成16年3月サービス終了日)

4) 留意事項

予算の振替を行う経費科目(国立大学)の利用負担金(1月～2月分)は、3月に振替手続きを行う予定です。

・平成16年度の利用申請受付について

平成16年度への継続及び新規・追加の受付期間は、下表のとおりです。

申請種別	名古屋大学情報連携基盤センターの受付期間
平成16年度 への継続	平成16年2月2日(月)から 平成16年3月26日(金)まで
平成16年度 新規・追加	平成16年2月12日(木)から

【申請方法】

1) 名大を所属センターとしている方の継続について

平成15年度の当センターを所属センターとしている各利用者(科学研究費及び産学連携等研究費による利用のものを除く)の支払責任者あてに、平成16年1月下旬にあらかじめ今年度の情報が出力してある継続利用申請書を送付しますので、各項目を確認(変更があれば朱書きで修正)のうえ、できる限り早く申請を行ってください。

2) 名大を所属センターとして他センターを利用している場合について

《平成16年度より共通利用番号制の廃止に伴い、申請の方法が変わります。》

平成15年度に第二センターを利用している方で、そのセンターを翌年度も継続する場合は、利用のセンターから継続の案内がありますので、その支持に従って直接手続きをしてください。

3) 名大を第二センターとしている方の継続について

《平成16年度より共通利用番号制の廃止に伴い、名大がセンターとなり直接申請手続きをすることになります。》

1月下旬に本人あてに継続利用申請書を送付しますので、各項目を確認(変更があれば朱書きで修正)のうえ、できる限り早く申請を行ってください。

4) 平成16年度の新規・追加利用申請について

平成16年2月12日(木)から受付を開始します。また、申請後に、変更・取消等が生じた場合は、随時受け付けます。

【注意事項】

平成16年度の情報連携基盤センターの申請受付期間は、各センターごとで異なります。

申請に関しては、各センター及び研究所のホームページをご覧ください。

北海道大学情報基盤センター : <http://www.hucc.hokudai.ac.jp/index-n.html>

東北大学情報シナジーセンター : <http://www.cc.tohoku.ac.jp/>

東京大学情報基盤センター : <http://www.cc.u-tokyo.ac.jp/>

名古屋大学情報連携基盤センター : <http://www2.itc.nagoya-u.ac.jp/center/index.html>

京都大学学術情報メディアセンター : <http://www.kudpc.kyoto-u.ac.jp/>

大阪大学サイバーメディアセンター : <http://www.hpc.cmc.osaka-u.ac.jp/>

九州大学情報基盤センター : <http://www.cc.kyushu-u.ac.jp/scp/>

国立情報学研究所 : <http://www.nii.ac.jp/index-j.html>

(以上「速報」 22-16.1.23発行)